

## 「マンション学」応募論文査読要領

1998. 12. 4 学術委員会決定

2010. 8. 3 一部改正

2022. 9. 6 一部改正

### 1. 査読対象

本査読要領の対象とする論文の範囲は、「マンション学掲載論文応募規則」の定めるところによる。

### 2. 査読委員

- (1) 学術企画委員会（以下、「企画委員会」という。）は、応募論文を受領した後、速やかに査読委員候補者を選任する。
- (2) 企画委員会は、応募論文査読のために査読委員候補者の中から原則として応募論文にふさわしい者2名を選定し、査読を依頼する。なお、査読上必要とする場合には、査読委員候補者外の適任者に依頼することができる。
- (3) 選定された査読委員候補者は、査読委員就任を辞退することができる。ただし、辞退表明は、企画委員会から査読依頼を受けた後、1週間以内に行わなければならない。査読委員の辞退があった場合、企画委員会は、補欠の査読委員を直ちに選任し、査読を依頼する。
- (4) 査読委員は、査読に関する事項を他に漏らしてはならない。

### 3. 査読の方法

- (1) 論文応募規則および執筆要領等と照合できる事項は、査読に先立って学会事務局が処理する。
- (2) 査読委員の名は、論文著作者に秘す。また、論文著作者の名も、査読委員に秘す。
- (3) 査読委員は、判定結果の採用、再査読、不採用にかかわらず、査読書に概評、意見等を必要な範囲で簡潔かつ具体的、客観的に明記する。
- (4) 査読委員は、応募論文を受領した後、原則として1か月以内に査読書を作成し、企画委員会に送付しなければならない。

### 4. 採否の判定方法

- (1) 「マンション学」掲載への採否の判定は、査読委員の評価に基づき、企画委員会が決定する。
- (2) 査読委員の評価は、下記の判定基準に基づき、客観的に行う。
  - ① 提起した問題、導入した概念や方法、発見した事実や法則の新規性・独創性

- ② 得られた結果や提案等の学術的および技術的な新規性・有用性
  - ③ 論旨、論拠の妥当性・明快性
  - ④ 論拠とするデータ、判例、資料等の信頼性・再現性
  - ⑤ 研究展望、課題設定、既往関連研究との位置づけの適切さ
  - ⑥ 表題、用語、説明、文献引用の適切さ
  - ⑦ 商業主義への中立性
- (3) 査読委員の評価は、「採用」「条件付採用」「再査読」「不採用」のいずれかとする
- (A) 採用にする場合  
「マンション学」の論文として、内容・表現が掲載に値するならば、「採用」とする。
  - (B) 条件付採用にする場合  
「マンション学」の論文として、内容・表現が基本的に掲載に値し、かつ査読委員の確認を必要としない軽微な修正をすればよいものは、「条件付採用」とする。この場合、修正論文が提出された時点で「採用」とする。「条件付採用」の判定を受けた論文の再提出期限は、同判定受領後1か月以内とする。
  - (C) 再査読にする場合  
内容・表現の修正を必要する場合、そのことを査読書により著作者に勧告し、改めて修正論文を査読する必要がある場合は、「再査読」とする。「再査読」の判定を受けた論文の再提出期限は、同判定受領後2か月以内とする。
  - (D) 不採用にする場合  
下記のもの、「不採用」とする。ただし、審査なしの研究報告・実務報告としての掲載が適切と判断される場合には、その旨および理由を示す。
    - ① 内容が判定基準に達せず、掲載に値しないもの。または、判定基準を満足するためには根本的に書き直しを要するもの。
    - ② 内容が「マンション学」の論文として適さないもの。
    - ③ 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合。
    - ④ その他、応募条件に合致しない場合。
- (4) 再査読が決まり、修正論文が提出されたとき、当初「再査読」判定を行った査読委員は、修正論文および当該査読委員の査読書に対する回答書に対して第2次査読（再査読）を行う。
- (5) 応募論文について2名の査読委員により「採用（条件付採用を含む）」あるいは「不採用」の判定がなされたとき、企画委員会は、当該論文の採否を決定する。1名の査読委員の採否結果が「不採用」の場合、企画委員会は、第3査読委員に査読の依頼をし、その判定を斟酌して、当該論文の採否を決定することができる。

		A査読委員			
		採用	条件付採用	再査読	不採用
B 査 読 委 員	採用	◎	○	△	※
	条件付採用	○	○	△	※
	再査読	△	△	△	※
	不採用	※	※	※	×

◎：採用 ○：条件付採用 △：再査読 ※：第3査読委員の査読 ×：不採用

- (6) 企画委員会が応募論文の採否の決定をしたとき、企画委員会は、その結果を著作者および査読委員に通知する。
- (7) 企画委員会が応募論文について「採用」の決定をした場合、当該論文は、原則として年2回発行する「マンション学」(通常号)に掲載する。ただし、「採用」の決定が通常号の発行予定時期の3か月以内であった場合、当該論文は、次の通常号において掲載する。

#### 5. 査読結果に対する異議申立て

- (1) 応募論文の査読結果に異議のある著作者は、その結果に対して異議申立てをすることができる。また、企画委員会による判定結果が査読委員の判定結果と異なった場合の査読委員も、その結果に対して異議申立てをすることができる。
- (2) 異議申立ては、書面により論文題名・著作者名・異議申立事由等を具体的に記載して企画委員会に提出する。
- (3) 異議申立てがあった場合、企画委員会は、異議の当否の判定を行い、その判定結果と理由を申立人に通知する。
- (4) 企画委員会が異議申立ての妥当性を認めた場合には、改めて査読手続を進める。
- (5) 異議申立者の要請により、ニューズレター等に質疑応答の内容を公開することができる。
- (6) 異議申立ての期限は、採否決定日より6か月以内とする。

#### 6. その他

- (1) マンション学に貢献する研究成果を上げている会員に対して、編集委員会が論文の内容を指定して論文の投稿を依頼することがある。当該論文の査読は、学術委員会が行う。
- (2) 査読終了後、査読委員に報酬を支払わなければならない。
- (3) 査読の結果、「採用」の論文には論文受付日および採用決定日を明記する。